

平成 30 年第 4 回安城市議会定例会付議案件

内 容													
議案番号	第 8 3 号議案												
議案名	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、市議会議員の期末手当を改定するもの</p> <p>市議会議員の期末手当の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>1.575 月分 (支給済)</td> <td>1.775 月分 (現行 1.725 月分)</td> <td>3.35 月分 (現行 3.3 月分)</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度以降</td> <td>1.675 月分</td> <td>1.675 月分</td> <td>3.35 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 平成 30 年度分 公布の日 (平成 30 年 12 月 1 日から適用) 平成 31 年度分以降 平成 31 年 4 月 1 日</p>	年度	6月期	12月期	年間支給月数	平成 30 年度	1.575 月分 (支給済)	1.775 月分 (現行 1.725 月分)	3.35 月分 (現行 3.3 月分)	平成 31 年度以降	1.675 月分	1.675 月分	3.35 月分
	年度	6月期	12月期	年間支給月数									
平成 30 年度	1.575 月分 (支給済)	1.775 月分 (現行 1.725 月分)	3.35 月分 (現行 3.3 月分)										
平成 31 年度以降	1.675 月分	1.675 月分	3.35 月分										
議案番号	第 8 4 号議案												
議案名	安城市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について												
摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、特別職の職員で常勤のものものの期末手当を改定するもの</p> <p>特別職の職員で常勤のものものの期末手当の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>1.575 月分 (支給済)</td> <td>1.775 月分 (現行 1.725 月分)</td> <td>3.35 月分 (現行 3.3 月分)</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度以降</td> <td>1.675 月分</td> <td>1.675 月分</td> <td>3.35 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 平成 30 年度分 公布の日 (平成 30 年 12 月 1 日から適用) 平成 31 年度分以降 平成 31 年 4 月 1 日</p>	年度	6月期	12月期	年間支給月数	平成 30 年度	1.575 月分 (支給済)	1.775 月分 (現行 1.725 月分)	3.35 月分 (現行 3.3 月分)	平成 31 年度以降	1.675 月分	1.675 月分	3.35 月分
	年度	6月期	12月期	年間支給月数									
平成 30 年度	1.575 月分 (支給済)	1.775 月分 (現行 1.725 月分)	3.35 月分 (現行 3.3 月分)										
平成 31 年度以降	1.675 月分	1.675 月分	3.35 月分										

内 容																																																																								
議 案 番 号	第 8 5 号 議 案																																																																							
議 案 名	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																																																							
摘 要	<p>人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ、職員の給与を改定するもの</p> <p>1 給料表の改定 給料表の水準を平均0.20パーセント引き上げる。</p> <p>2 勤勉手当の改定 (1) 再任用職員以外の職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>手当</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">平成 30 年度</td> <td style="text-align: center;">期末</td> <td>1.225 月分 (支給済)</td> <td>1.375 月分 (改定なし)</td> <td>2.6 月分 (改定なし)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤勉</td> <td>0.9 月分 (支給済)</td> <td>0.95 月分 (現行 0.9 月分)</td> <td>1.85 月分 (現行 1.8 月分)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td>2.125 月分 (支給済)</td> <td>2.325 月分 (現行 2.275 月分)</td> <td>4.45 月分 (現行 4.4 月分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">平成 31 年度 以降</td> <td style="text-align: center;">期末</td> <td>1.3 月分</td> <td>1.3 月分</td> <td>2.6 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤勉</td> <td>0.925 月分</td> <td>0.925 月分</td> <td>1.85 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td>2.225 月分</td> <td>2.225 月分</td> <td>4.45 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 再任用職員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>手当</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">平成 30 年度</td> <td style="text-align: center;">期末</td> <td>0.65 月分 (支給済)</td> <td>0.80 月分 (改定なし)</td> <td>1.45 月分 (改定なし)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤勉</td> <td>0.425 月分 (支給済)</td> <td>0.475 月分 (現行 0.425 月分)</td> <td>0.9 月分 (現行 0.85 月分)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td>1.075 月分 (支給済)</td> <td>1.275 月分 (現行 1.225 月分)</td> <td>2.35 月分 (現行 2.3 月分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">平成 31 年度 以降</td> <td style="text-align: center;">期末</td> <td>0.725 月分</td> <td>0.725 月分</td> <td>1.45 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤勉</td> <td>0.45 月分</td> <td>0.45 月分</td> <td>0.9 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td>1.175 月分</td> <td>1.175 月分</td> <td>2.35 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 宿日直手当の改定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>宿日直の種類</th> <th>改正前 (人勧前)</th> <th>改正後 (人勧後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常宿日直勤務</td> <td style="text-align: center;">4,200 円以内</td> <td style="text-align: center;">4,400 円以内</td> </tr> <tr> <td>常直勤務</td> <td style="text-align: center;">21,000 円以内</td> <td style="text-align: center;">22,000 円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日)</p> <p>1 及び 3 公布の日 (平成30年4月1日から適用)</p> <p>2 のうち平成30年度分 公布の日 (平成30年12月1日から適用)</p> <p>2 のうち平成31年度分以降 平成31年4月1日</p>	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数	平成 30 年度	期末	1.225 月分 (支給済)	1.375 月分 (改定なし)	2.6 月分 (改定なし)	勤勉	0.9 月分 (支給済)	0.95 月分 (現行 0.9 月分)	1.85 月分 (現行 1.8 月分)	計	2.125 月分 (支給済)	2.325 月分 (現行 2.275 月分)	4.45 月分 (現行 4.4 月分)	平成 31 年度 以降	期末	1.3 月分	1.3 月分	2.6 月分	勤勉	0.925 月分	0.925 月分	1.85 月分	計	2.225 月分	2.225 月分	4.45 月分	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数	平成 30 年度	期末	0.65 月分 (支給済)	0.80 月分 (改定なし)	1.45 月分 (改定なし)	勤勉	0.425 月分 (支給済)	0.475 月分 (現行 0.425 月分)	0.9 月分 (現行 0.85 月分)	計	1.075 月分 (支給済)	1.275 月分 (現行 1.225 月分)	2.35 月分 (現行 2.3 月分)	平成 31 年度 以降	期末	0.725 月分	0.725 月分	1.45 月分	勤勉	0.45 月分	0.45 月分	0.9 月分	計	1.175 月分	1.175 月分	2.35 月分	宿日直の種類	改正前 (人勧前)	改正後 (人勧後)	通常宿日直勤務	4,200 円以内	4,400 円以内	常直勤務	21,000 円以内	22,000 円以内
	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数																																																																			
	平成 30 年度	期末	1.225 月分 (支給済)	1.375 月分 (改定なし)	2.6 月分 (改定なし)																																																																			
		勤勉	0.9 月分 (支給済)	0.95 月分 (現行 0.9 月分)	1.85 月分 (現行 1.8 月分)																																																																			
		計	2.125 月分 (支給済)	2.325 月分 (現行 2.275 月分)	4.45 月分 (現行 4.4 月分)																																																																			
	平成 31 年度 以降	期末	1.3 月分	1.3 月分	2.6 月分																																																																			
		勤勉	0.925 月分	0.925 月分	1.85 月分																																																																			
		計	2.225 月分	2.225 月分	4.45 月分																																																																			
	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数																																																																			
	平成 30 年度	期末	0.65 月分 (支給済)	0.80 月分 (改定なし)	1.45 月分 (改定なし)																																																																			
勤勉		0.425 月分 (支給済)	0.475 月分 (現行 0.425 月分)	0.9 月分 (現行 0.85 月分)																																																																				
計		1.075 月分 (支給済)	1.275 月分 (現行 1.225 月分)	2.35 月分 (現行 2.3 月分)																																																																				
平成 31 年度 以降	期末	0.725 月分	0.725 月分	1.45 月分																																																																				
	勤勉	0.45 月分	0.45 月分	0.9 月分																																																																				
	計	1.175 月分	1.175 月分	2.35 月分																																																																				
宿日直の種類	改正前 (人勧前)	改正後 (人勧後)																																																																						
通常宿日直勤務	4,200 円以内	4,400 円以内																																																																						
常直勤務	21,000 円以内	22,000 円以内																																																																						

内 容							
議 案 番 号	第 8 6 号議案						
議 案 名	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について						
摘 要	<p>個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人の変更に伴うもの</p> <p>1 次の1法人を減じる。</p> <table border="1"> <tr> <td>特定非営利活動法人いのちの森 づくり実行委員会</td> <td>安城市御幸本町15番地1号 碧海信用金庫本店安城ライオンズクラブ事務局</td> </tr> </table> <p>2 次の2法人を加える。</p> <table border="1"> <tr> <td>特定非営利活動法人あんじょう 地域ねこの会</td> <td>安城市二本木町長根85番地2</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人JOANS スポーツクラブ</td> <td>安城市横山町大山田中48番地8</td> </tr> </table> <p>(施行日) 平成31年1月1日</p>	特定非営利活動法人いのちの森 づくり実行委員会	安城市御幸本町15番地1号 碧海信用金庫本店安城ライオンズクラブ事務局	特定非営利活動法人あんじょう 地域ねこの会	安城市二本木町長根85番地2	特定非営利活動法人JOANS スポーツクラブ	安城市横山町大山田中48番地8
特定非営利活動法人いのちの森 づくり実行委員会	安城市御幸本町15番地1号 碧海信用金庫本店安城ライオンズクラブ事務局						
特定非営利活動法人あんじょう 地域ねこの会	安城市二本木町長根85番地2						
特定非営利活動法人JOANS スポーツクラブ	安城市横山町大山田中48番地8						
議 案 番 号	第 8 7 号議案						
議 案 名	安城産業文化公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 について						
摘 要	<p>入園料の適正化を図るもの</p> <p>入園料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>1人1回につき700円以内において指定管理者が 市長の承認を受けて定める額</td> </tr> <tr> <td>小学生及び中学生</td> <td>1人1回につき300円以内において指定管理者が 市長の承認を受けて定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日) 平成31年4月1日</p>	区分	金額	大人	1人1回につき700円以内において指定管理者が 市長の承認を受けて定める額	小学生及び中学生	1人1回につき300円以内において指定管理者が 市長の承認を受けて定める額
区分	金額						
大人	1人1回につき700円以内において指定管理者が 市長の承認を受けて定める額						
小学生及び中学生	1人1回につき300円以内において指定管理者が 市長の承認を受けて定める額						
議 案 番 号	第 8 8 号議案						
議 案 名	安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について						
摘 要	<p>交通指導員乙種の廃止に伴うもの</p> <p>(施行日) 平成31年4月1日</p>						

内 容																																
議 案 番 号	第 8 9 号議案																															
議 案 名	安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について																															
摘 要	<p>県費負担教員の給与の改定に準じ、市費負担教員の給与を改定するもの</p> <p>1 給料表の改定 給料表の水準を平均0.46パーセント引き上げる。</p> <p>2 勤勉手当の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>手当</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>年間支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成30年度</td> <td>期末</td> <td>1.225月分 (支給済)</td> <td>1.375月分 (改定なし)</td> <td>2.6月分 (改定なし)</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.9月分 (支給済)</td> <td>0.95月分 (現行0.9月分)</td> <td>1.85月分 (現行1.8月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.125月分 (支給済)</td> <td>2.325月分 (現行2.275月分)</td> <td>4.45月分 (現行4.4月分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成31年度以降</td> <td>期末</td> <td>1.3月分</td> <td>1.3月分</td> <td>2.6月分</td> </tr> <tr> <td>勤勉</td> <td>0.925月分</td> <td>0.925月分</td> <td>1.85月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.225月分</td> <td>2.225月分</td> <td>4.45月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施行日)</p> <p>1 公布の日(平成30年4月1日から適用)</p> <p>2のうち平成30年度分 公布の日(平成30年12月1日から適用)</p> <p>2のうち平成31年度分以降 平成31年4月1日</p>	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数	平成30年度	期末	1.225月分 (支給済)	1.375月分 (改定なし)	2.6月分 (改定なし)	勤勉	0.9月分 (支給済)	0.95月分 (現行0.9月分)	1.85月分 (現行1.8月分)	計	2.125月分 (支給済)	2.325月分 (現行2.275月分)	4.45月分 (現行4.4月分)	平成31年度以降	期末	1.3月分	1.3月分	2.6月分	勤勉	0.925月分	0.925月分	1.85月分	計	2.225月分	2.225月分	4.45月分
	年度	手当	6月期	12月期	年間支給月数																											
平成30年度	期末	1.225月分 (支給済)	1.375月分 (改定なし)	2.6月分 (改定なし)																												
	勤勉	0.9月分 (支給済)	0.95月分 (現行0.9月分)	1.85月分 (現行1.8月分)																												
	計	2.125月分 (支給済)	2.325月分 (現行2.275月分)	4.45月分 (現行4.4月分)																												
平成31年度以降	期末	1.3月分	1.3月分	2.6月分																												
	勤勉	0.925月分	0.925月分	1.85月分																												
	計	2.225月分	2.225月分	4.45月分																												
議 案 番 号	第 9 0 号議案																															
議 案 名	安城市就学援助条例の一部を改正する条例の制定について																															
摘 要	<p>新入学児童生徒学用品費等の早期支給を可能にするもの</p> <p>援助対象者に就学予定者の保護者を加える。</p> <p>(施行日) 平成31年1月1日</p>																															

内 容	
議 案 番 号	第 9 1 号議案
議 案 名	安城市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
摘 要	<p>下水道事業を公営企業会計に移行するもの</p> <p>1 下水道事業の設置 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。</p> <p>2 下水道事業への地方公営企業法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等の適用</p> <p>3 経営の基本 （1）経営の基本原則 常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 （2）経営の規模 ア 公共下水道事業 下水道法第 4 条第 1 項に規定する事業計画において定める処理区域、処理区域面積、処理人口及び 1 日最大汚水量 イ 農業集落排水事業 農業集落排水処理施設ごとに定める処理区域、処理区域面積、処理人口及び 1 日最大汚水量</p> <p>4 重要な資産の取得及び処分 予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格が 2, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。</p> <p>5 議会の同意を要する賠償責任の免除 下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 3 0 万円以上である場合とする。</p> <p>6 会計事務の処理 下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせる。 （1）公金の収納及び支払に関する事務の一部 （2）公金の保管に関する事務</p> <p>7 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等 負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が 1 0 0 万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 5 0 万円以上のものは、議会の議決を要する。</p> <p>8 業務状況説明書類の作成 市長は、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの業務の状況を説明する書類を 1 1 月 3 0 日までに、1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 3 1 日までに作成しなければならない。</p> <p>（施行日） 平成 3 1 年 4 月 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 9 2 号議案
議 案 名	平成 3 0 年度安城市一般会計補正予算（第 3 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 9 3 号議案 ～ 第 9 6 号議案
議 案 名	平成 3 0 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	<p>有料駐車場事業（第 1 号） 下水道事業（第 1 号） 安城桜井駅周辺特定土地地区画整理事業（第 1 号） 介護保険事業（第 1 号）の 4 会計</p> <p>資料別添</p>
議 案 番 号	第 9 7 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	<p>安城市高齢者生きがいセンターの指定管理者として公益社団法人安城市シルバー人材センターを指定する（平成 3 1 年 4 月 1 日～平成 3 6 年 3 月 3 1 日）。</p>

内 容	
議 案 番 号	第 9 8 号 議 案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	安城産業文化公園及び道の駅デンパーク安城の指定管理者として公益財団法人安城都市農業振興協会を指定する（平成31年4月1日～平成36年3月31日）。
議 案 番 号	第 9 9 号 議 案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	安祥城址公園、安城市歴史博物館、安城市民ギャラリー及び安城市埋蔵文化財センターの指定管理者として安祥文化のさと地域運営共同体を指定する（平成31年4月1日～平成36年3月31日）。
議 案 番 号	第 1 0 0 号 議 案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	安祥閣の指定管理者としてコニックス株式会社を指定する（平成31年4月1日～平成34年3月31日）。

内 容	
議 案 番 号	第101号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	丈山苑の指定管理者としてピーアンドピー・深津園芸共同事業体を指定する（平成31年4月1日～平成36年3月31日）。
議 案 番 号	第102号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	安城市有料駐車場の指定管理者として株式会社日本メカトロニクスを指定する（平成31年4月1日～平成36年3月31日）。
議 案 番 号	第103号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	柿田公園及び里緑地の指定管理者として西三河エリアワン・エコネットあんじょうグループを指定する（平成31年4月1日～平成34年3月31日）。

内 容	
議 案 番 号	第 1 0 4 号議案
議 案 名	都市計画に関する基本的な方針の策定について
摘 要	<p>安城市議会基本条例第 8 条第 2 号の規定に基づくもの</p> <p>1 都市計画に関する基本的な方針の目的・役割</p> <p>(1) 目的 第 8 次安城市総合計画で定める都市の将来像「幸せつながる健幸都市 安城」を実現すること。</p> <p>(2) 役割 時代の潮流等を踏まえ、都市の将来像を「都市づくり」において実現すること。</p> <p>2 方針の概要</p> <p>(1) 対象区域 市全域</p> <p>(2) 目標年次 2 0 2 8 年 (平成 4 0 年)</p> <p>(3) 構成要素</p> <p>ア 全体構想</p> <p>(ア) 将来都市像及び都市づくりの目標 (まちづくりの理念、都市計画の目標)</p> <p>(イ) 将来都市構造の基本的な考え方 (全体構想)</p> <p>(ウ) 分野別方針 (全体構想)</p> <p>イ 地域別構想のうち基本目標</p>
議 案 番 号	報告第 1 8 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 1 0, 8 0 0 円</p> <p>2 事 故 内 容</p> <p>(1) 発生日時 平成 3 0 年 8 月 3 1 日 午前 9 時 5 0 分ごろ</p> <p>(2) 発生場所 安城市明治本町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の市道において、公用車が右折しようとしたところ、相手方の所有する鳥居の柱に接触したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 鳥居の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市 1 0 0 % 相手方 0 %</p> <p>5 専決年月日 平成 3 0 年 1 0 月 1 2 日</p>

内 容	
議 案 番 号	報告第19号
議 案 名	専決処分について
摘 要	施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解
	1 損害賠償額 2, 160円
	2 事故内容
	(1) 発生日 平成30年9月5日 午前8時20分ごろ
	(2) 発生場所 安城市上条町地内
	(3) 経 過 上記地内の市道において、自転車で走行中の相手方が、県道との地下交差部分に進入しようとした際、冠水により通行できない状態であったため急停止したところ、体勢を崩し転倒したもの
3 相手方の損害の程度 衣服の汚損	
4 過失割合 安城市20% 相手方80%	
5 専決年月日 平成30年10月30日	